

堺市口座振替収納データ伝送業務仕様書

1 目的

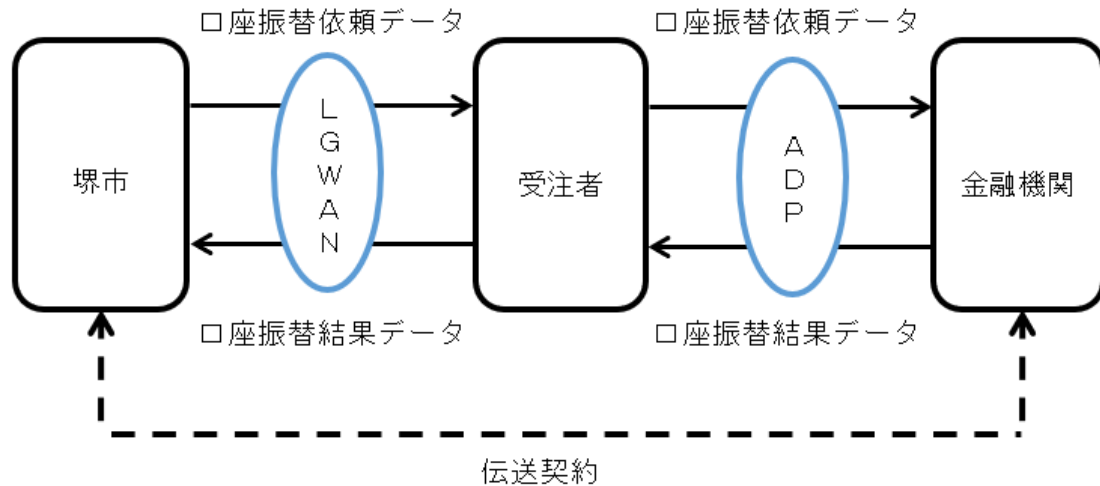
本業務は、堺市（以下「市」という。）の口座振替による収納事務において、市と金融機関との間で行っている口座振替依頼データ及び口座振替結果データ（以下「口座振替収納データ」という。）の授受について、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）回線及び Connecure を介した AnserDATAPORT（以下「ADP」という。）を利用する口座振替収納データ送受信システム（以下「伝送システム」という。）を利用して、安全かつ効果的に行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

(2) イメージ図



(3) 対象金融機関

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| ①みずほ銀行 | ②三菱UFJ銀行 | ③三井住友銀行 | ④りそな銀行 |
| ⑤三十三銀行 | ⑥京都銀行 | ⑦関西みらい銀行 | ⑧池田泉州銀行 |
| ⑨南都銀行 | ⑩紀陽銀行 | ⑪阿波銀行 | ⑫伊予銀行 |
| ⑬徳島大正銀行 | ⑭大阪信用金庫 | ⑮大阪厚生信用金庫 | ⑯大阪シティ信用金庫 |
| ⑰大阪商工信用金庫 | ⑱永和信用金庫 | ⑲尼崎信用金庫 | ⑳大同信用組合 |
| ㉑成協信用組合 | ㉒のぞみ信用組合 | ㉓近畿産業信用組合 | ㉔ミレ信用組合 |
| ㉕近畿労働金庫 | ㉖堺市農業協同組合 | ㉗大阪南農業協同組合 | ㉘ゆうちょ銀行 |

(4) 収納科目・振替日等

別紙1のとおり

3 事前準備

(1) 伝送システム及び通信環境の整備

受注者は、市及び金融機関と協力して伝送システム及び通信環境を次のとおり整備する。

(ア) 市の各収納所管課（以下「収納所管課」という。）と受注者との間の口座振替収納データ伝送に

ついて、LGWAN を使用して伝送を行うために必要なシステムを整備すること。当該システムは、LGWAN に接続された市内 LAN 端末（OS：Windows、ブラウザ：Edge）で動作できるものとする。なお、当該システムは会計課も使用する。

- (イ) 収納所管課が受注者へ送付したそれぞれの口座振替依頼データについて、ADP を利用して金融機関が指定する手順等により送信することができるようにすること。
- (ロ) 金融機関から受信する口座振替結果データについて、それぞれの収納所管課が当該所管課のデータのみをダウンロードできるようにすること。
- (ハ) 収納所管課及び会計課が使用するシステムについて、システム利用者を認証するユーザ ID・パスワード認証機能を有すること。また、システム利用者それぞれの職務・役割に応じて、利用可能なシステムの機能、アクセス可能なデータ、実施できるシステムの操作等を、システム管理者が制限できる機能を有すること。
- (ニ) 市の指定する金融機関との口座振替収納データ伝送に必要な通信環境やソフトウェアおよびハードウェア等を整備すること。
- (ホ) 金融機関が、複数の金融機関で共同利用するシステム（以下「共同利用センター」という。）との接続を指定する場合には、当該共同利用センターとの接続について、金融機関システムへ接続する場合と同様の対応を行うこと。
- (ヘ) 通信環境等の整備にあたって金融機関と必要な調整を行うこと。
- (ト) 申請書類の作成等、市が金融機関に対して行う手続きについて補助すること。
- (チ) 市と金融機関との調整において、口座振替収納データ伝送についての技術的な疑義等が発生した場合に必要な助言等を行うこと。
- (リ) 市が口座振替収納データ伝送業務を円滑に行うために必要なマニュアルや運用スケジュールを作成し、市に納めること。
- (ル) その他、市が口座振替収納データ伝送を実施するために必要なことのうち、受注者の協力が無ければ達成することができないことを行うこと。
- (レ) 市における口座振替収納データ伝送業務を、令和 9 年 4 月以降の口座振替分から開始できるよう、システム整備を完了すること。

(2) 伝送システム導入試験

受注者は、市及び金融機関と協力して伝送システム導入に係る試験を次のとおり実施する。

- (ア) 市（収納所管課）と受注者間において、LGWAN 回線で次の伝送試験を実施すること。
 - ・口座振替依頼データ伝送
 - ・口座振替結果データ伝送
- (イ) 受注者と金融機関（又は共同利用センター）間において、ADP を利用した次の伝送試験を実施すること。
 - ・口座振替依頼データ伝送
 - ・口座振替結果データ伝送
- (ロ) 受注者は、市の指示する方法により当該試験の結果を市へ報告すること。
- (ハ) 受注者は、当該試験において問題が確認された場合には速やかに対応し、本業務が確実かつ安定的な運用が確認できるまで、当該試験を継続すること。
- (ニ) 受注者は、当該試験にあたって、本番運用と同様の情報セキュリティ対策を講じること。

4 伝送システムの運用条件

この項目における『営業日』は金融機関の営業日、『開庁日』は本市の開庁日をいう。

(1) 口座振替依頼データ伝送

- (ア) 収納所管課は、各徴収システムのデータ仕様に基づく口座振替依頼データを作成し、当該依頼データを LGWAN 回線を使用して受注者へ送付すること。送付日は、原則として口座振替日から起算して5営業日前の午後1時までとする。
- (イ) 受注者は、原則として収納所管課から送付されたデータ内容を修正せずに、金融機関別に整理して送信すること。
- (ウ) 受注者は、収納所管課が送付した口座振替依頼データについて、各金融機関が指定する期日までに ADP により金融機関又は共同利用センターへ送信すること。また、当該依頼データの金融機関への送信は、市と受注者で定めるスケジュールのとおりを実施すること。
- (エ) 受注者は、必要な金融機関に対して、あらかじめ定めたスケジュールに基づき、データ照合または FAX 送信による照合を行うこと。現在の照合方法は別紙1のとおり。

(2) 口座振替結果データ伝送

受注者は、金融機関の口座振替結果データを受信し、収納所管課別に整理した口座振替結果データ及び集計表を作成し、口座振替日から起算して3営業日後の午前10時半までに LGWAN 回線で受領できる状態にすること。

集計表は、収納所管課用及び会計課用（とりまとめ用）を作成し、テキスト情報を保持した PDF 形式（件数や金額等の文字を選択及びコピーできるもの）とし、可能であれば csv データを作成することとするが、詳細は市と受注者で別途協議して定める。なお、集計表に必要な項目は以下のとおり。

ア 収納所管課用

(ア) 基本情報

金融機関名称、種目名、振替日、公金日（振替日+4開庁日）

(イ) 金融機関ごとの集計

依頼件数・金額、振替済件数・金額、不能件数・金額

(ウ) 総合計

依頼件数・金額、振替済件数・金額、不能件数・金額

イ 会計課用（とりまとめ用）

(ア) 基本情報

金融機関名称、種目名、振替日、公金日（振替日+4開庁日）

(イ) 金融機関ごとの集計（種目別内訳あり）

各金融機関について、種目ごとに以下を集計

依頼件数・金額、振替済件数・金額、不能件数・金額、各項目の合計件数・金額

(ウ) 種目ごとの集計

依頼件数・金額、振替済件数・金額、不能件数・金額

(エ) 総合計

依頼件数・金額、振替済件数・金額、不能件数・金額

(3) 金融機関システム等の接続先変更への対応

この業務委託の期間中に、金融機関システム等の接続先電話番号や、IP アドレス等に変更がある場合、受注者が対応する。なお、この場合における接続試験については、市と受注者及び金融機関が協議のうえを実施する。

(4) 金融機関の統廃合等への対応

この業務委託の期間中に、対象金融機関の追加、減少または統合がある場合における必要な対応については、市と受注者及び金融機関が協議のうえを実施する。

(5) 口座振替収納データ伝送の想定件数

口座振替依頼データの年間想定件数は約 209 万件とする。
なお、履行期間中の予定数量は 1,045 万件とする。

(6) 口座振替収納データ伝送の実施日時

市が LGWAN 回線を使用して行う受注者への口座振替依頼データの送付及び受注者からの口座振替結果データの受領は、市の開庁日の午前 9 時から午後 5 時半までの間に行う。

(7) サポート窓口の設置

受注者は、市の行う口座振替収納データ伝送に対して次のとおりサポート窓口を設置し、市からの問い合わせ等に対応する。

- (ア) サポート窓口開設日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 2 月 2 9 日、1 2 月 3 0 日及び 1 2 月 3 1 日を除く毎日
- (イ) サポート窓口開設時間：午前 9 時から午後 5 時まで

(8) 緊急連絡先

受注者は、サポート窓口開設時以外における緊急連絡体制を確立し、市に書面で提出する。

5 データ仕様

本業務における口座振替収納データ及び照合データの仕様は、全銀ファイルフォーマットに準拠する。ただし、ゆうちょ銀行へのデータ伝送においては、ゆうちょ形式も併せて対応するものとする。

文字コードについては、本市と受注者間は S-JIS、受注者と金融機関間は EBCDIC とすること。

6 情報セキュリティ

以下の項目を遵守すること。

- (ア) システムの稼働状況（ソフトウェア、ハードウェア、バックアップ、セキュリティアラート等）を定期的に監視し、その状況を記録・管理すること。
- (イ) 障害発生時のデータ損失防止及びデータの長期保存等で利用できるように、毎日、全部自動によりシステム内の全データのバックアップを行い、バックアップデータは最短でも 2 カ月間保存すること。また、必要に応じてファイル単位でのデータリストアを可能とする等、障害発生時の復旧を考慮したバックアップの仕組みを設けること。

- (d) データ・プログラム等の外部保管データを、国内の安全な施設に保管し、災害時にも復旧可能な体制を整えること。
- (e) 全サーバおよび端末に不正プログラム対策機能を導入し、常に最新の状態に更新すること。また、動作状況と更新状況を一元管理できる機能を備え、異常検知時には即時にシステム管理者等へ通知する機能を備えること。
- (f) システムの利用記録や例外事象のログを取得・保管し、不正な消去や改ざんを防ぐためのアクセス制御を行うこと。また、ログの時刻は機器間で同期すること。収集したログは一元管理し、不正の有無を効率的に点検・分析できるようにすること。
- (g) 重要な情報は、不正なアクセス及び閲覧を防ぐためにアクセス制御機能に加えて暗号化して保存し、受け渡しを行うときは、パスワード設定等データの暗号化を施すこと。また、USB メモリを使用する場合は、自動暗号化機能及び不正プログラム対策機能付きのものを使用すること。
- (h) ソフトウェアの修正やセキュリティパッチの情報は継続的に収集し、必要に応じて適用すること。また、不正プログラムへの対策を確実に実施し、ウイルス対策ソフトのパターンファイルが自動更新されない場合は、随時手動で更新すること。
- (i) 個人情報保護について、以下の項目を遵守すること。
 - ・ 本業務の遂行にあたっては次に掲げる法令をはじめ、各種法令及び本市の条例、規則、堺市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。
 - ・ 機密や個人情報を含む成果物を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡しないこと。
 - ・ 本市が提供した資料及び電子データ（以下「データ等」という。）は、本業務を実施する目的のためだけに用いることとし、本市の許可なく複写又は複製してはならない。また、業務終了後はデータ等を本市に返却又は消去しなければならない。なお、データ等を消去した場合は、消去したことを証明する書類を本市に提出すること。
 - ・ データ等は、管理簿等による適切な管理を行なうとともに、重要なファイルについては、二重化等を行い事故に備えた安全対策を講じること。また、磁気媒体等の使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置を講じること。
 - ・ データ等の受渡し記録の他、受注者内部での受け渡し及び削除の事実、方法等管理内容について、すべての複写データを含めて記録を残し、業務終了後はその記録を本市に報告すること。
 - ・ データ等は、施錠できる保管庫等に保管すること。特に、重要なファイルについては、耐火金庫を設置する等の安全対策が講じられていること。機械室、データ保管室、作業室等においては、入退室の規制、監視及び入退室の記録の措置が講じられていること。
 - ・ 従事者に対する個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修を実施すること。また、ISO/IEC27001 やプライバシーマーク（P マーク）等の認証を取得していること。

7 事故・障害発生時の対応

受注者は、発生に係る帰責の有無にかかわらず、回線障害による口座振替収納データ伝送不能状態の発生や情報セキュリティインシデント（発生の可能性を含む）等、本業務に事故や障害等の発生を認知した場合は、次のとおり対応する。

- (ア) 速やかに本市へ書面で報告し、過去の事例を参照して対応方法を検討すること。
- (イ) 本市と協議の上指示に従って対応を行い、その結果を書面で報告すること。
- (ウ) 報告書類や記録は一元的に保管・管理すること。

- (エ) 市から要請があった場合、障害発生当日中に担当者を障害対応のため派遣すること。
- (オ) 障害復旧が受注者と金融機関の間での口座振替収納データの授受期限に間に合わない場合、代替手段を講じて確実に期限までにデータの授受を行うこと。
- (カ) 不正アクセス、サービス不能攻撃、不正プログラムの感染等、短時間で被害が拡大する情報セキュリティインシデントについては受注者が緊急時対策を行うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により、市・第三者に損害を与えた場合は、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (ク) その他「3 事前準備 (1) 伝送システム及び通信環境の整備」の(ア)に規定するシステムについては、別紙3「クラウドサービス利用判断基準」の「3. 1 サービスの選定条件」を満たすこと。

8 暴力団等の排除について

「暴力団等の排除について」(別紙2) 参照。

9 その他

- (ア) 本業務に要する一切の費用は手数料に含めるものとする。
- (イ) 本業務に関して市と受注者で打ち合わせや協議を行った場合、受注者において議事録を作成し、市に報告すること。
- (ウ) 本仕様書の解釈について疑義が生じたとき、もしくは仕様書に定めのない事項については、本市、受注者で協議のうえ定めるものとする。